

長崎県広告掲載者選定審査会要領

(目的)

第1条 この要領は、長崎県広告掲載者選定審査会、その他必要な事項を定め、広告掲載者(以下「広告主」という。)の選定に関し適正な実施を図ることを目的とする。

(審査会の設置)

第2条 自動車税納税通知書用封筒広告掲載申込書により複数の申し込みが提出された場合は、厳正かつ公平に広告掲載者を選定するため長崎県広告掲載者選定審査会(以下「審査会」という。)を設置する。

(審査会の任務)

第3条 審査会の任務は次のとおりとする。

- (1) 広告主の選定に関すること。
- (2) その他、前項に関し必要な事項。

(審査会の構成)

第4条 審査会は、長崎県総務部税務課長、同課企画監、同課総括課長補佐及び同課各班長4名の計7名をもって構成する。但し、審査会が必要と認める場合は、その他の者を構成員として参加させることができる。

- 2 審査会には会長をおき、会長は長崎県総務部税務課長をもってあてる。
- 3 会長は会務を総括する。
- 4 会長が何らかの理由で不在の場合は、長崎県総務部税務課総括課長補佐が会長を代理する。

(審査会の定足数)

第5条 審査会は、構成員の過半数をもって成立する。

(広告主の選定)

第6条 複数の申し込みがあったときは、「広告掲載者の資格及び広告内容の範囲に関する基準」に適合するかどうかについて審査するものとする。

- 2 前項の規定による審査の結果、掲載可能な広告の中で予定価格に達した最も高額な広告掲載価格の見積金額を提出した者を広告主に決定する。

なお、最も高額な広告掲載価格の見積金額を提出した者が複数の場合は、抽選により決定する。

(回議)

第7条 第3条第2項に掲げる事項であって、急務を要し、審査会に付議する暇がないと認めるときは、構成員に回議し、会長の決定をもって審査会に代えることができる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は長崎県総務部税務課企画徴収班において処理する。

(補則)

第9条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、長崎県総務部税務課企画徴収班長が審査会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。